

# 農業者年金制度の変更と農業経営主の引退行動 —北海道水田地帯を事例として—

共生農業資源経済学講座 農業経営学分野  
佐久間 勇走

## 【背景と課題】

我が国の農業者の高齢化に関して、これまで農業経営主の引退行動に視点を定めた研究は少ない。本論文では、農業経営主の引退行動に対する制度的規定要因であった農業者年金に注目する。

旧農業者年金経営移譲年金制度は2002年に大きく改定された。経営移譲年金制度は農業経営主が65歳までに引退することを促すものであり、北海道では65歳が一般的な引退年齢となっていた。しかし、制度変更に伴い65歳時点での経営移譲への誘因は弱まり、経営主の個々の事情にもとづいて引退行動をとる傾向が強くなったと考えられる。そこで本論文では農業者年金制度の変更の内容を吟味し、農業経営主の引退行動に与えた影響を分析することを課題とする。

## 【方法】

本研究では、まず統計資料から北海道における農業経営主の引退行動の特徴を捉えた。その後、農業者年金制度の変化を確認した上で、農業経営主の高齢化が進行している水田地帯(栗山町)を対象として詳細な分析を行った。栗山町で農業に従事する50歳以上の経営主に対するアンケート調査と60歳代経営主に対する聞き取り調査の結果から前者では引退行動を、後者では農業者年金に関わる引退行動を把握した。

## 【総合的考察】

北海道は府県に比べ経営主の年齢構成が若く、後継者の有無にかかわらず、比較的早期に引退する傾向があることが知られている。しかし近年そのような北海道においても、高齢経営主の割合が高まってきている。本論文で、この傾向と農業者年金制度変更との関連を分析した結果、農業者年金変更時に年金の脱退・待期の選択を迫られ、農業経営主の引退行動が変化したことが明らかとなった。後継者不在農家では脱退者が多いのに対し、後継者確保農家は待期を選択する割合が非常に高かった。後継者不在・脱退農家には年金の受給権がないことから、65歳までに引退する理由は存在せず、農業経営主は体力の続く限り営農を継続するという引退行動をとる。後継者不在・年金待期農家では65歳までの引退もしくは体力の続く限り営農を継続するという二つの引退行動を選択できるが、制度変更前と比較して年金単価は下がっており、65歳までの引退を選択する経営主は減少傾向にある。後継者確保農家には年金を脱退したケースは殆どみられないことから、65歳までに後継者移譲をし、経営移譲年金を受給するという引退行動が現在もなお一般的である。

以上のことから、後継者の有無と年金の脱退は非常に密接な関係を有し、引退行動を規定する要因となっている。65歳までに引退することが一般的であった2001年以前に比べ、制度改正後は後継者不在農家では65歳以降も営農を継続し、体力の続く限り営農する経営主が増加した。つまり、農業者年金が後継者不在農家の引退行動に与える影響が極めて弱くなったのであり、その結果として、後継者不在農家の引退行動が遅延しているのである。